

（最高出力抑制装置）

第270条の4の3 最高出力抑制装置の最高出力制御性能等に関し、保安基準第66条の4の3の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 機械式又は電気式に最高出力を制御するものであること。
 - 二 最高出力の変更及び設定の解除が容易にできるものであってはならない。この場合において、最高出力抑制装置の部品を容易に入手できる工具で脱着ができない構造のもの、又は最高出力抑制装置の電気回路の一部を断線若しくは短絡させること等により容易に最高出力の変更及び設定の解除ができないものは、この基準に適合するものとする。
 - 三 最高出力抑制装置及びその作動に必要な接続部（分離することにより一般原動機付自転車が運行できなくなる接続部を除く。）は容易に分離できるものであってはならない。この場合において、当該装置及び接続部に封印の取り付けがされているもの、容易に入手できる工具で脱着ができない構造のもの、又は最高出力抑制装置の電気回路の一部を断線若しくは短絡させること等により容易に最高出力の変更及び設定の解除ができないものは、この基準に適合するものとする。
- 2 施行規則第62条の3第1項の規定により型式の認定を受けた一般原動機付自転車に備えられた最高出力抑制装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた最高出力抑制装置であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。